

1 北海道科学技術振興基本計画の策定

(1) 策定の目的

- 北海道科学技術振興条例（平成20年条例第4号。以下「条例」という。）第10条に基づき、本道における科学技術の振興に関する基本的な施策等を定めた計画
- 本計画（計画期間：R5～R9）は4期目となり、令和5年3月策定

(2) 概要

ア 基本目標：本道における科学技術振興の取組の方向性

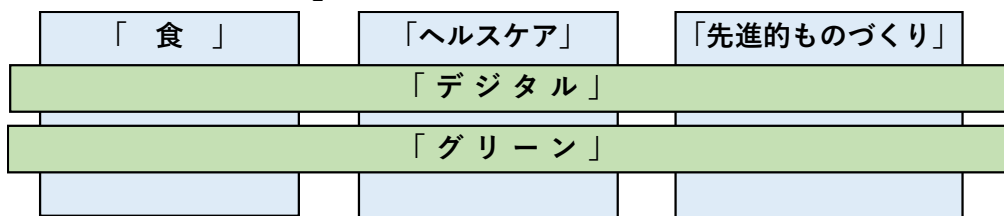
基本目標Ⅰ	安全・安心で危機に弾力的に対応する社会基盤の構築
基本目標Ⅱ	北海道の優位性や独自の価値を活かした経済の発展
基本目標Ⅲ	社会変革の先にある持続可能で個人の多様性が発揮される社会の実現

イ 基本目標に向けた取組

(ア) 重点的取組

「デジタル」、「グリーン」、「食」、「ヘルスケア」、「先進的のものづくり」の5つの重点的取組を設定

【重点的取組のイメージ】



(イ) 基本的取組

「北海道の特性を活かした研究開発の推進」、「科学技術を支える人材の確保・育成」、「スタートアップの推進」、「連携プラットフォーム」など9項目を設定

(ウ) 地域における取組…道内6地域（「函館」、「室蘭・苫小牧」、「旭川」、「北見・網走」、「十勝」、「釧路」）における取組を記載

2 北海道科学技術振興条例の改正

北海道科学技術振興条例（平成20年条例第4号。以下「条例」という。）の振興の対象に「人文科学のみに係る科学技術」を追加するために条例を改正

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 改正理由

「科学技術・イノベーション基本法」（平成7年法律第130号）が改正され、**法の振興の対象に「人文科学のみに係る科学技術」が追加**されたことを踏まえ、条例についても同様に改正するもの

〔追加にあたっての論点〕

- ・人文科学の研究手法の変容（デジタル化、先端技術、ビッグデータ等）
- ・研究に出口における社会受容性の確保のために人文科学の役割が重要

(3) 改正内容

新	旧
第1条 この条例は、 <u>科学技術</u> の振興に関し、…ことを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）</u> の振興に関し、…ことを目的とする。

※「第4期北海道科学技術振興基本計画」においても、「人文科学」の振興について記載